

## KURURU 取扱規則

### (目的)

第1条 KURURU カードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 KURURU カードを媒体とする乗車券等としての使用については、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、すざか乗合タクシー運行業務委託契約書及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例並びに高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等（以下、「運送約款等」という。）で定める。

2 おでかけパスポートに係る取扱については、おでかけパスポート取扱規則で定める。

3 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードに係る取扱については、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード取扱規則で定める。

4 高山村ふれあいパスポートに係る取扱については、高山村ふれあいパスポート取扱規則で定める。

5 小川村まめってえバスカードに係る取扱については、小川村まめってえバスカード取扱規則で定める。

6 KURURU ポイントサービスに係る取扱については、KURURU ポイント取扱規則で定める。

7 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。

### (用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) KURURU 交通事業者とは、アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社、長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すざか市民バス運行事業者、すざか乗合タクシー運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者及び飯綱町 i バス運行事業者をいう。

(2) KURURU 取扱事業者とは、KURURU カードの販売等を行う事業者をいう。

(3) SF（ストアードフェア）とは、専ら KURURU 交通事業者が定める旅客運賃の支払に充当する KURURU カードに記載された金銭的価値をいう。

(4) リーダ・ライター（R/W）とは、バス車内に設置した装置で乗車処理又は降車処理をするために設置されたものをいう。

(5) チャージとは、KURURU カードに入金すること又は保有する KURURU ポイントを SF に交換することをいう。

(6) KURURU ポイントとは、KURURU ポイント取扱規則に基づき付与されるポイントサービスをいう。

(7) デポジット（預り金）とは、返却することを条件に、本協議会が収受する KURURU カードの使用権の対価をいう。

(8) IC 定期乗車券とは、券面に定期乗車券の情報が印字された KURURU カードをいう。

(9) おでかけパスポートとは、70 歳以上で長野市内に在住する者のうち希望者に発行する

KURURU カードをいう。

(10) 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードとは、70 歳以上で飯綱町内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。

(11) 高山村ふれあいパスポートとは、70 歳以上で高山村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。

(12) 小川村まめってえバスカードとは、70 歳以上で小川村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。

(13) ハンディ・ターミナルとは、バス等の車内又は車外で、乗務員が乗車又は降車処理をするためのものをいう。

(カードの種類)

第 4 条 本協議会が発行する KURURU カードの種類は、無記名式カード、記名式カード、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート、小川村まめってえバスカードの 6 種類とし、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめってえバスカードについては、本規則で定めるほか、おでかけパスポート取扱規則、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード取扱規則、高山村ふれあいパスポート取扱規則及び小川村まめってえバスカード取扱規則で定める。

2 無記名式カード及び記名式カードの発売方法、条件等については別に定める。

(無記名式カード)

第 5 条 券面に使用者の記名を行わず、持参人が使用する KURURU カードをいう。

2 無記名式カードは、IC 定期乗車券の機能を搭載することができない。

(記名式カード)

第 6 条 KURURU カードのうち個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号等の情報がカードと本協議会のシステムに記録され、券面に氏名等を記載し、記名人本人が使用する KURURU カードをいい、以下の各号に定めるものをいう。

(1) 一般カード・・・普通運賃が適用される者が使用する KURURU カード

(2) 小児カード・・・小児運賃が適用される者が使用する KURURU カード

(3) 障害者カード・・・障害者割引運賃が適用される者が使用する KURURU カード

(4) 障害者介護者カード・・・障害者割引運賃が適用される者の介護者で、介護を目的に当該障害者割引被適用者と同行する者が使用する KURURU カード

(5) 小児障害者カード・・・小児障害者割引運賃が適用される者が使用する KURURU カード

2 記名式カードは、IC 定期乗車券の機能を搭載することができる。

(IC 定期乗車券)

第 7 条 IC 定期乗車券は、同一又は異なる KURURU 交通事業者(長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すざか乗合タクシー運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者のうちタクシー事業者及び飯綱町 i バス運行事業者のうちタクシー事業者を除く。以下、この条においては同じ。)の 2 路線までの乗継定期を発行する。

2 特定路線の特定区間の IC 定期乗車券に限り、同一又は異なる KURURU 交通事業者の特定路線の特定区間に使用することができる。この特定路線及び特定区間については、別に定める。

3 その他 IC 定期乗車券の発行については、各 KURURU 交通事業者の運送約款等の定めるところによる。

(契約の成立)

第8条 KURURUカードの使用に関する契約は、本協議会が使用者に KURURU カードを発行したときに両者の間において成立する。ただし、長野県立大学学生証及び職員証に搭載する無記名式カード（以下「学生証 KURURU」という。）については、大学が学生証及び職員証を発行したときに協議会と使用者の間において成立する。

2 個別の旅客運送契約は、乗車 R/W で処理を受けたとき又は乗車したとき或いは乗車前にハンディ・ターミナルで乗車処理を行ったときに、旅客と KURURU 交通事業者の間において成立する。

(使用方法)

第9条 KURURUカードを用いて乗車するときは、R/W が設置されている車両の場合は乗車 R/W で乗車処理を行い、降車するときは、降車 R/W で降車処理をしなければならない。ただし、ハンディ・ターミナルを用いた車両の場合は、原則として降車するときに乗務員が降車処理を行う。

2 障害者カード及び小児障害者カードを用いて乗車するときは、バスの降車時に障害者手帳等を乗務員に提示しなければならない。

3 障害者介護者カードは、障害者割引運賃が適用される者の介護を目的に当該障害者割引被適用者と同一経路を乗車する場合に限り、使用することができる。

(利用範囲)

第10条 KURURUカードは、KURURU 交通事業者が運行する長野市、須坂市、飯綱町、高山村及び小川村を発着する路線バス等のうち、本協議会が指定するバス等車両で使用することができる。

(制限事項)

第11条 1枚の KURURUカードで、原則として複数人の運賃を精算することはできない。

2 記名式カードは、当該記名人以外が使用することはできない。ただし、障害者カード、おでかけパスポート障害者カード、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード障害者カード、高山村ふれあいパスポート障害者カード及び小川村まめつえバスカード障害者カードと同一の記名がなされた障害者介護者カードは、障害者カードの記名人と同一経路を乗車する場合に限り、記名人以外の使用を認める。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、KURURUカードは直接 R/W で使用することができない。

(1) 降車時に SF 残額が減額する運賃相当額に満たないとき。

(2) 小児カード及び小児障害者カードの有効期間が満了しているとき。

(3) KURURUカードの破損、R/W の故障等により、KURURUカードの内容の読取りが不能となったとき。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、KURURUカードはハンディ・ターミナルで使用するできない。

(1) 小児カード及び小児障害者カードの有効期間が満了しているとき。

(2) KURURUカードの破損、ハンディ・ターミナルの故障等により、KURURUカードの内容の読取りが不能となったとき。

5 偽造、変造その他不正に作成された KURURUカード若しくは SF を使用することはできない。

(個人情報の取扱)

第 12 条 使用者が記名式カードの購入、又は無記名式カードから記名式カードへの変更を申し込むときに提出した個人情報は、本協議会が管理する。

2 本協議会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。

(1) 記名式カードの購入・変更・解約・再発行等の申込内容の確認

(2) 本協議会から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

(3) 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合がある。

3 本協議会は、取得した個人情報を、KURURU 交通事業者及び KURURU 取扱事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがある。

4 記名式カードの購入希望者又は変更希望者が同意しないときは、記名式カードの発売若しくは記名式カードへの変更を行わない。

(使用者の同意)

第 13 条 使用者は、本規則及び本規則に基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(制限又は停止)

第 14 条 本協議会は、以下の場合、KURURU 交通事業者における KURURU カードの取扱を制限又は停止をすることがある。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常等の不可抗力により KURURU カードの取扱が困難であると本協議会が認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により本協議会が KURURU カードの取扱の中止を必要と判断した場合

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、本協議会はその責めを負わない。

(カードの所有権)

第 15 条 KURURU カードの所有権は、本協議会に帰属する。ただし、学生証 KURURU の所有権は長野県立大学に帰属する。

2 無記名式カード及び記名式カードが不要になったとき又は失効したときは、KURURU カードを返却しなければならない。

(デポジット)

第 16 条 本協議会は、無記名式カード及び記名式カードを発売する際に、デポジットとしてカード 1 枚につき 500 円を収受する。

2 使用者が無記名式カード及び記名式カードを返却したときは、本協議会は 500 円を返却する。

3 デポジットは、旅客運賃に充当することはできない。

(カードの失効)

第 17 条 カードの交換、使用、チャージのいずれかの取扱を行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱が行われない場合には、KURURU カードは失効する。

2 遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式カードは失効する。

3 有効期間の設定されているカードは、有効期間が満了した時点で失効する。

4 失効した場合、デポジット及び KURURU カードに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。

(カードの発売)

第 18 条 無記名式カードの購入希望者が購入を請求したときは、無記名式カードを発売する。

2 記名式カードの購入希望者が、購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号等を記入して提出したときのみ、記名式カードを発売する。なお、カードの種別により、「別表 1」に定められた書類を併せて提示しなければならない。

3 記名式カードは、原則として同一使用者に対し 2 枚以上の発売を行わない。ただし、本協議会が認める場合はこの限りではない。

(有効期間)

第 19 条 記名式カードのうち、小児カードと小児障害者カードは、当該小児が 12 歳に到達したあと最初に迎える 4 月 1 日までを有効期間とする。

(カードの発売箇所)

第 20 条 無記名式カード及び記名式カードは、「別表 2」の KURURU 取扱窓口及び KURURU 交通事業者（長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すぎか乗合タクシー運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者のうちタクシー事業者及び飯綱町 i バス運行事業者のうちタクシー事業者を除く。以下、この条においては同じ。）のバス車内で発売する。ただし、バス車内では無記名式カードのみ発売する。

2 IC 定期乗車券については、「別表 3」の KURURU 取扱窓口で発売する。

3 KURURU 取扱事業者は、前項で定めた発売箇所以外で KURURU カードを発売することがある。

(カード発売額)

第 21 条 無記名式カード及び記名式カードの発売額は 2,000 円（デポジット 500 円を含む。）とする。ただし、IC 定期乗車券の新規発売においては、デポジット 500 円のみとする。

2 KURURU 取扱事業者は、発売額を変更して発売することがある。ただし、発売額は 1,000 円単位とし、20,000 円を超えることはできない。

3 本協議会が特に認めた場合は、発売額を 500 円（デポジット含む。）として発売することがある。

(チャージ)

第 22 条 KURURU カードは、R/W の搭載されたバス車内、ハンディ・ターミナルを用いた車両の車内、チャージ機、KURURU 取扱窓口等でチャージすることができる。

2 KURURU カードは、1,000 円単位の金額をチャージすることができる。

3 1 枚当たりの SF の残額は、20,000 円を超えることができない。

(SF 残額の確認)

第 23 条 KURURU カードの SF 残額は、以下の各号に定める方法で、所定の機器により確認することができる。

(1) バス等車内・R/W 又はハンディ・ターミナルの表示で、最新の SF 残額を確認することができる。

(2) チャージ機・最新の SF 残額を確認することができる。

(3) KURURU 取扱窓口・最新の SF 残額の確認と、印字することができる。

(カード利用履歴の確認)

第 24 条 KURURU カードの利用履歴は、以下の各号に定める方法で、所定の機器により確認する

ことができる。

- (1) チャージ機及びハンディ・ターミナル・カード内に保持する最新の利用履歴から9件までさかのぼって確認することができる。
- (2) KURURU 取扱窓口・協議会で保持する利用履歴をさかのぼって確認、印字することができる。

2 ただし、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていないとき
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったとき
- (3) カードを再発行したときの再発行前の履歴
- (4) カードを交換したときの交換前の履歴  
(カードの券面)

第25条 記名式カードは、その券面に表示すべき事項が不明となったときは、使用することができない。

2 券面表示事項が不明となった記名式カードは、速やかにカードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(改氏名による KURURU カードの書換え)

第26条 使用者が記名式カードに記録された氏名を改めた場合は、当該記名式 KURURU は使用することができない。

2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、氏名の書換えを請求しなければならない。

(無効となる場合)

第27条 KURURU カードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジット及び KURURU カードに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。

- (1) 記名式カードを、記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった記名式カードを使用した場合
- (3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って購入した記名式カードを使用した場合
- (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合
- (5) 偽造、変造その他不正に作成された KURURU カード若しくは SF を使用した場合
- (6) 使用者の故意又は重大な過失により KURURU カードが障害状態となったと認められる場合
- (7) 障害者介護者カードを、障害者を伴わず単独で、或いは障害者と異なる経路で使用した場合
- (8) その他不正行為と認められる場合  
(紛失再発行)

第28条 無記名式カードの盗難又は紛失等による再発行はできない。

2 記名式カードの記名人が、当該記名式カードを紛失した場合で、記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が本協議会のシステムに登録されている場合は、紛失した記名式カードの使用停止措置を行い、再発行の手続きをする。

3 前項により使用停止措置を行った当該記名式カードは、次の各号の条件を満たす場合に限っ

て、使用停止申請日の3日後から14日以内に、当該記名式カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名式カードを再発行する。

(1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する使用者が当該記名式カードの記名人本人であることを証明できること。

(2) 再発行申請書を提出すること。

4 前項により再発行の取扱を行う場合は、再発行する記名式カード1枚につき紛失再発行手数料200円とデポジット500円を現金で収受する。

5 当該記名式カードの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

6 紛失した記名式カードが発見された場合は、使用者は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、使用者が当該記名式カードとともに別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、デポジットを返却する。

(障害再発行)

第29条 KURURUカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当該KURURUカードを提示したときは、障害再発行の申し出のあった日の3日後から14日以内に、当該KURURUカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のKURURUカードを再発行する。なお、再発行の際、当該KURURUカードは回収する。

2 前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱を行わない。なお、無記名式カード及び記名式カードにおいては、この場合デポジット500円は返却しない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 無効となったカードの場合

(KURURUカードの交換)

第30条 本協議会又はKURURU交通事業者の都合により、使用者が使用しているKURURUカードを、当該KURURUカード表面とは異なるデザインのKURURUカード又は当該KURURUカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のKURURUカードに予告なく交換することがある。

(免責事項)

第31条 KURURUカードの再発行又は交換により、表面のデザイン又は裏面に刻印されたものと異なるカード番号のKURURUカードを発行したことによる使用者の損害等については、協議会はその責めを負わない。

2 記名式カードを紛失し、又は盗難にあった場合等に、使用者が当該カードの紛失再発行の取扱を行わなかった場合、或いは再発行の申し出のあった日及びその翌日における当該カードの解約やSFの使用等で生じた使用者の損害については、本協議会はその責めを負わない。

(KURURUカードの解約)

第32条 使用者は、SF残額の払戻しを請求することができる。この場合、使用者は、手数料としてKURURUカード1枚につき200円を支払うものとする。ただし、SF残額が200円に満たない場合は、当該残額分とする。

2 KURURUカードの解約が請求された場合、本協議会は、無記名式カードにあつては持参人に払戻しを行い、記名式カードにあつては、使用者が別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行う。

3 当該カードに有効期間開始前又は有効期間内の定期乗車券の情報を有している場合は、当該定期乗車券発行事業者の定めに従って当該定期乗車券の払戻しを行う。この場合、使用者は手数料として KURURU カード 1 枚につき 520 円を支払うものとし、カードの返却を伴う場合も同様とする。ただし、払戻しの額が 520 円に満たない場合は、当該払戻し相当額とする。

4 カードの返却を伴う払戻しを行う場合は、合わせてデポジットを返却する。

5 カードの返却を伴わない場合は、申請日の 3 日後から 14 日以内に払戻しを行う。

(KURURU カードの変更)

第 33 条 次の各号に定める取扱について、カードの変更を行う。

(1) 使用者が無記名式カードを差し出して、記名式カードへの変更を申し出た場合

(2) 使用者が、一般カードを差し出して、障害者カードへの変更を申し出た場合、又はその逆の場合

(3) 使用者が小児カードを差し出して、小児障害者カード又は一般カードへの変更を申し出た場合

(4) 使用者が小児障害者カードを差し出して、障害者カード又は一般カードへの変更を申し出た場合

(5) 使用者が、一般カードを差し出して、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめってえバスカードへの変更を申し出た場合、又はその逆の場合

2 いずれの場合も、デポジットは新しいカードに引き継ぎ、SF 残額は返金し、手数料は徴収しない。

3 使用者が無記名式カード又は記名式カードを差し出して、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめってえバスカードへの変更を申し出た場合は、デポジットを返却し、SF 残額は返金し、手数料は徴収しない。

4 使用者が学生証 KURURU を差し出して、記名式カードへの変更を申し出た場合は、デポジットを収受し、SF 残額は返金し、手数料は徴収しない。

5 記名式カードから無記名式カードへの変更は、解約及び発売とする。

(代理人による各種申し込み等)

第 34 条 次の各号に定める取扱について、代理人による取扱を認める。

(1) 無記名式カード及び記名式カードの購入

(2) KURURU カードの変更

(3) 再発行の申込み及び再発行された記名式カードの受取り

(4) 記名式カードの解約

2 代理人による取扱時には、代理人本人の公的証明書等とともに、次の各号のいずれかを提示することでそれに応じるものとする。

(1) 購入申込者又は記名人本人の公的証明書等及び代理人との続柄が記載された公的証明書等

(2) 購入申込者又は記名人本人からの委任状

(乗継割引)

第 35 条 同一の無記名式カード又は記名式カードを使用して 90 分以内にバス等を乗り継いだ場合、乗継後の運賃から所定の額を割り引く。

2 割引額は、一般カード 50 円、小児カード、障害者カード及び障害者介護者カード 30 円、小



児障害者カード 20 円とする。

- 3 乗継割引の条件及び割引額は、変更することがある。

(エコ定期)

第 36 条 エコ定期とは、IC 定期乗車券により定期区間外を使用する場合に適用される割引運賃をいい、この場合の運賃は適用日に限り 1 乗車 100 円とする。ただし、ハンディ・ターミナルを用いた車両の場合は、この限りではない。

- 2 適用日は、土曜日、日曜日、祝休日、8 月 13 日から 16 日まで及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までとする。

- 3 IC 定期乗車券による定期区間乗車及びエコ定期適用乗車並びに屋代須坂線直通割引適用時は、乗継割引を適用しない。

- 4 エコ定期の条件、割引額及び適用日は、変更することがある。

(その他の割引)

第 37 条 すざか市民バス路線及びすざか乗合タクシー運行区域で午前 10 時から午後 4 時の間に KURURU カードを使用した場合、運賃から所定の額を割り引く。

- 2 割引額は、一般カード 50 円、小児カード、障害者カード及び障害者介護者カード 30 円、小児障害者カード 20 円とする。

- 3 前 2 項の割引の条件及び割引額は、変更することがある。

(規則等の変更)

第 38 条 本規則が改定された場合、以後の KURURU カードに係る取扱については、改定された規則を適用する。

- 2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

附 則

本規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 27 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、令和 元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

【別表 1】

	小児	障害者	障害者介護	小児障害者
公的証明書※	○			
障害者手帳等		○	○	○

※公的証明書：運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、健康保険証など

【別表 2】

		記名式カード	無記名式カード	
KURURU 取扱窓口	くるるカードセンター	○	○	
	長野バスターミナル	○	○	
	高山村保健福祉総合センター	○	○	
	アルピコ交通	長野駅前総合案内所	○	○
		長野営業所		
		松代営業所		
		戸隠営業所		
		新町営業所		
	駅 長電バス・長野電鉄主要	長電バス長野営業所	○	○
		長電バス飯綱営業所		
		長野駅 長野売店		
		権堂駅		
		信濃吉田駅		
須坂駅				
バス車内		×	○	

【別表3】

		I C 定期乗車券			
		アルピコ交通	長電バス	すざか市民バス	
KURURU取扱窓口	くるるカードセンター	○	○	×	
	長野バスターミナル	○	○	×	
	高山村保健福祉総合センター	×	△※1	×	
	アルピコ交通	長野駅前総合案内所	○	△※2	×
		長野営業所			
		松代営業所			
		戸隠営業所			
		新町営業所			
	駅 長電バス・長野電鉄主要	長電バス長野営業所	△※2	○	○
		長電バス飯綱営業所			
		長野駅 長野売店			
権堂駅					
信濃吉田駅					
須坂駅					

※1 原則として、長電バス(株)山田温泉線の定期乗車券に限る。

※2 原則として、自社の路線を含む乗継定期を発売する場合に限る。